

## 岡崎地域活性化ビジョン検討委員会設置要綱

平成22年5月14日決定

### (設置)

第1条 岡崎地域の優れた都市景観を将来へ保存継承しながら、世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに、更なる賑わいを創出するための「岡崎地域活性化ビジョン（仮称）」の検討を行うことを目的として、「岡崎地域活性化ビジョン検討委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者、市民公募委員、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月末日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総合企画局市民協働政策推進室において行う。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，決定の日（平成22年5月14日）から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず，最初の委員会は，市長が招集する。